

議会の委任による専決処分の報告
(損害賠償請求事件に係る和解)

国民健康保険医療費の返還請求通知書の送付に伴う損害賠償請求事件に係る和解金額の決定について、下記のとおり報告する。

記

1 事件の概要

区(被告)は、原告がDV被害者であるとの情報を受けていながら、世帯主宛に平成29年10月、11月の2回にわたり、被告が利用した居所近くの医療機関名が記載されている「国民健康保険医療費の返還請求通知書」を送った。このことにより損害を被ったとして、令和2年9月に東京地方裁判所に区を被告として訴状が提出された。

なお、本件については平成30年2月6日の福祉保健常任委員会で事故発生報告、令和2年11月11日の福祉保健常任委員会で訴訟事件(損害賠償請求事件)発生報告を行っている。

2 この間の対応

事故発生後、誠意を持って交渉に当たり、平成30年3月には、当面引越しに必要な費用(既払い金 50万8,618円)を先払いした。

継続してメール、対面等で協議を重ねてきた。連絡をいただけない期間もあったが、真摯に対応した結果、今回和解に繋がった。

3 再発防止策

- ・ 今後は本事例のような場合には、遡って資格喪失手続きを行わないこととした。
- ・ DV被害者等への基本的な対応について職員へ周知するとともに、実際に対応する職員の専門化を図り、事例毎に係長・課長まで経過報告を行い適切に対応している。
- ・ DV被害者等への情報を課内で共有し各係のマニュアルにも内容を追記した。
- ・ DV被害者等への職員の意識を高めるため課内での勉強会の他、庁内の研修会にも積極的に参加させている。

4 和解について

(1) 和解金額 1,232,848円

(2) 和解内容 被告・世田谷区は、原告に対し、本件解決金として金1,232,848円(既払い金50万8,618円を含む。)の支払義務があることを認める。

5 専決処分日 令和3年10月25日